

別表第 1（第 6 条関係）

（１）補助対象経費 中央区借上住宅条例第 1 4 条に定める額
（２）補助基準額 補助対象経費から補助要件職員負担額を差し引いた額
（３）補助率 7 / 8
（４）算出方法 ア 補助金交付額 補助基準額×補助率 イ 補助要件職員以外の者が居住する場合の補助金交付額 アで算出された額から、補助要件職員以外の 1 人当たり毎月 5 0 , 0 0 0 円を差し引いた額 ウ 入居する補助対象施設一室の部屋数に応じた補助要件職員数（2 L D K にあつては 2 人とし、3 L D K にあつては 3 人とする。）が入居しなかった場合の補助金交付額 アで算出された額から 1 人当たり毎月 5 0 , 0 0 0 円を差し引いた額。ただし、入退居の準備等による場合は、3 か月間は減額しないものとする。